

3月号（474号）

Aは、 δ 警察署において、警察官Pらにより自己の恐喝事件について取り調べられたが、その際、Aが出入りする飲食店で違法な賭博が行われた疑いがあるとして、同事件についての情報提供を求められた。Aは、自身もその賭博に関与していたことから、恐喝に加えて同罪の嫌疑が自分に及ぶことを避けたい一方で、警察に協力することで自分の立場を有利にしようと考えて、遊び人仲間の後輩のXらに対し、「俺を助けると思って、俺の言うとおりに警察でしゃべってくれ。警察は有罪になっても罰金で済むといっているし、罰金は自分が全部面倒を見るから。」ともちかけた。Xらは、この件について同じ遊び人仲間のBに相談したところ、「おまえらもよく知っているとおりに、Aさんの言うことに従わないとあとが怖いぞ。罰金は払ってもらえるのだから、おとなしく言うとおりにしておけ。」と告げられたため、Aに対しその指示に従うことを約束した。

そこで、Aは、Xらに警察に対して供述すべき内容を具体的に指示する一方で、Pらに賭博事件に関する情報を提供し、その犯人としてXらの名前を挙げた。これを受けて、PらはXを警察署に出頭させて取り調べ、Aが提供した情報に沿って作成した図表を示しながら同事件への関与について尋ねたが、これに対し、Xは、予めAから指示された通りの供述を行った。Pらはこれを調書に録取したが、その内容は犯行を全面的に認めるものであった。その後、Xは、賭博の事実により（略式手続によることにつき異議があったため、通常の手続で）起訴され、同被告事件公判において、検察官は、上記Xの供述調書の取調べを請求した。同調書の証拠能力について問題となりうる点を論じなさい。

2月号（473号）

Xは、Aと共謀の上、Vを殺害してその死体を遺棄した旨の殺人及び死体遺棄の公訴事実により、γ地方裁判所に起訴された。同裁判所は、（裁判員裁判対象事件である）本件を公判前整理手続に付し、争点および証拠を整理した上で審理計画を立て、10日間にわたる合計8回の公判期日を指定した。

同殺人・死体遺棄被告事件にかかる第3回公判期日において、Aは、立証趣旨を「殺人及び死体遺棄の共謀の状況、犯行状況等」とする検察官請求の証人として出廷したが、すべての尋問に対して証言を拒否した。その理由は、自分も本件の共犯者として別に起訴されており、係属中の刑事裁判において証言を不利益に使われたくないというものであったが、他方で、Aは、（Aの）弁護人の方針に従って証言を拒否することにしたものの、自分としては証言してもよいと思っており、弁護人が許せば証言する用意があるとも述べた。そのため、Xの弁護人は、第3回公判期日終了後、Aの弁護人に連絡し、Xの公判において、Aに不利益にならない範囲で構わないので尋問に応じさせてほしいと依頼したところ、Aの弁護人からは前向きに対応するとの返答があったため、その旨裁判所に連絡した。しかし、その後、検察官Pから、Aが捜査の過程で検察官の面前で行った供述を録取した（検面）調書（Aの署名・押印があるもの）の取調べ請求があったのを受けて、裁判所は、審理計画を見直すことなく、これを刑訴法321条1項2号前段により証拠として採用した。同証拠の採用決定の適法性について論じなさい。

1月号（472号）

Xは、法定の除外事由がないのに、令和元年10月20日午後11時ころ、大阪府α市β町○番地の自宅において、フェニルメチルアミノプロパンを含有する覚せい剤粉末約0.06グラム（耳かき約2杯分）を水に溶かし、自己の右腕部に注射して使用した旨の覚せい剤取締法違反（覚せい剤使用）の公訴事実により起訴された。

同被告事件について、検察官Pは、Xの内縁の妻Aが、検察官による取調べにおいて、Xの上記覚せい剤使用の状況について行った供述を録取した書面およびXがα警察署において任意に提出した尿の鑑定書の取調べを請求した。これに対し、Xの弁護人は、

(1) Aの供述調書の内容には重大な矛盾があることに気がついたが、Aの供述の信用性を争うには、証人尋問においてAから直接供述を引き出すよりも、むしろ、調書の内容を前提にAに尋問してその矛盾点を糺したほうが効果的ではないかと考え、同調書を証拠とすることに同意した上で、Aの証人尋問を請求し、

(2) 尿の鑑定書についても証拠とすることに同意したが、その後、採尿が行われた日に、Xが警察官らによりα警察署までその意に反して同行されていたとの事実が判明したことから、違法収集証拠としてその証拠能力を争う旨申し立てた。

裁判所は、(1)の証人尋問の請求および(2)の違法収集証拠排除の申立について、どのように対処すべきかについて論じなさい。

12月号（471号）

Xは、Yと共謀の上、令和元年9月20日、(Yが)殺意をもってVの顔面、頭部等を金槌で数回殴り、頭蓋骨骨折、脳挫傷等による頭蓋内損傷により死亡させて殺害した旨の殺人の公訴事実により起訴された。

同殺人被告事件の第3回公判期日において、事件前日の午後10時半頃、YがX宅を訪れた際に両人の中で交わされた会話をたまたま耳にしたというXの妻Aが証人として公判廷に召喚され、この点について尋問を受けた。尋問において、Aは、事件前夜、XがYに対し、「いよいよ明日、V殺害を決行する。俺がVの気を引きつけておくから後ろから金槌で頭をやってくれ。ぬかりなく頼むぞ。」と告げたのに対し、YはXに「準備は万端だ。確実にやるから任せてくれ。報酬の方もよろしく。」と答えたのが聞こえた旨証言した。

Xの弁護人は、弁論において、Aの上記証言は、要証事実によっては、刑訴法320条1項にいう「公判期日外における他の者の供述を内容とする供述」として証拠能力が認められない場合がある旨主張した。この場合に、裁判所は、同規定に照らして、Aの上記証言を次の(1)および(2)の事実を認定するために用いることができるかについて論じなさい。

- (1) 事件前夜にXとYの間でAの証言通りの内容の謀議が行われたこと
- (2) 事件前夜においてXがAの証言通りの内容のV殺害の意図ないし計画を有していたこと

11 月号（470 号）

前回（法教 469 号）の設問の事例において、検察官 P が、X を、「①の注意義務があるのにこれを怠り、漫然時速約 8km で左折進行した過失」により、自転車に乗っていた V を自車に巻き込んで死亡させた旨の過失運転致死罪（自動車運転致死傷 5 条）の公訴事実により起訴したとする。同被告事件の公判審理において、X 側は、事故当時、V が X の死角外にいた可能性がある旨主張したが、裁判長は、V が死角の内外のいずれにいたかが確定できなくても、自転車横断带上で事故が起こったのであれば、X が本件過失運転致死による刑事責任を免れることはないと考え、証拠調べにおいて V が X の死角外にいた場合に認められる（②の）注意義務の具体的内容を示して証人や被告人に対して尋問・質問を行い、被告人側もこれに対応した。もっとも、P は、V が死角外にいた場合に認められうる過失の具体的内容や X の刑事責任の有無・内容に関して予備的な主張も、また、尋問・質問等もしなかった。

この場合に、裁判所が、同被告事件について、訴因変更の手続を経ることなく、「前回の設問の?と同内容の注意義務があるのにこれを怠り、漫然時速約 8km で左折進行した過失」を認定して、X に有罪を言い渡すことができるかについて論じなさい。

10月号（469号）

Xは、γ市内のある交差点を大型貨物自動車で左折する際、自転車に乗って自転車横断帯を通行中のVを巻き込んで死亡させる事故を起こした。同自動車には、左折時に運転者から左側方部に広範囲の死角が生じることが判明したことから、捜査は、当初、事故当時、Vがこの死角内にいたとの見立てが進められたが、その後、Vが死角外にいた可能性もあったことが判明した。検察官Pは、当時Vがこの死角の内外のいずれにいたかによって、Xには、①「自車は左側方部に死角を有していたのであるから、微発進と一時停止を繰り返すなどして死角内の自転車横断帯上を横断する自転車等の有無及びその安全を確認しつつ左折進行すべき自動車運転上の注意義務」違反があったのか、それとも、②「交差点左折方向出口には自転車横断帯が設けられていたのであるから、目視及びサイドミラー等を注視するなどして、自転車横断帯上を横断する自転車等の有無及びその安全を確認しつつ左折進行すべき自動車運転上の注意義務」違反があったのかという意味において異なる内容の過失が認められると考えたが、捜査の結果からはそのいずれかを確定することができなかった。

この場合に、Pが、Xを、「平成30年8月20日午後5時45分頃、大型貨物自動車を運転し、γ市○町△丁目×番先の交差点を左折進行するに当たり、【 】があるのにこれを怠り、漫然時速約8kmで左折進行した過失により、折から自転車横断帯上を左方から右方に自転車を運転して進行してきたVに気づかないまま、自車の左側部を同人運転の自転車に衝突させて同人を路上に転倒させて背部重圧を加え、よって、同人にこれによる内臓破裂等の傷害を負わせ、同日午後7時頃、γ市立病院において、前記傷害により同人を死亡させた」旨の過失運転致死罪（自動車運転致死傷5条）の公訴事実により起訴したとする。【 】内に次の(1)～(3)の記載がなされた場合に、訴因の明示があるといえるかについて論じなさい。

(1) 自動車運転上必要な注意義務

(2) 自車は左側方部に死角を有しており、自転車横断帯上を横断する自転車等が死角内に存在している可能性もあったのであるから、微発進と一時停止を繰り返しながら目視およびサイドミラー等を注視するなどして、死角の内外における自転車等の有無及びその安全を確認しつつ左折進行すべき自動車運転上の注意義務

(3) ①または②

9 月号（468 号）

7 歳の女兒 V に折檻を加えて傷害を負わせたとして、その母親 X が β 警察署に出頭して自首した事件について、捜査の結果、検察官 P は、「平成 30 年 2 月 15 日午後 5 時 20 分頃、β 市〇〇町××荘 201 号室の X 方において、実子である V に対し、その頭部を手拳で数回殴打して床の上に転倒させる暴行を加え、よって、同児に入院加療 30 日間を要する頭蓋内出血、クモ膜下出血の傷害を負わせた」旨の傷害の訴因（訴因①）により、X を起訴した。ところが、その後の審理の過程において、V に暴行を加えたのは実は当時 X とつきあいのあった男性 Y であり、X は同人をかばうため、自ら V に暴行を加えた旨の虚偽の事実を申告していたことが判明した。そのため、P は、X に対する訴因①について、「Y が罰金以上の刑にあたる傷害の罪を犯した者であることの情を知りながら、平成 30 年 2 月 15 日午後 8 時頃、担当警察官に対して、自ら V に対して暴行を加えた旨の虚偽の事実を申し立てて真犯人たる Y を隠避せしめた」旨の犯人隠避の訴因（訴因②）への変更を請求した。

同時に、P は、（訴因①と同内容の）V に対する傷害の訴因（訴因③）により Y を起訴したが、その審理の過程において、Y は、当時、X から「家には来ないでほしい。間違っても私の留守中に勝手に入ったりしないでほしい。」と告げられていたにもかかわらず、V が以前口ごたえをしたことに対して仕置きをしようと、X の留守を見はからって、X 宅の呼び鈴を執拗に押し続け、V が開きかけたドアの取っ手を無理やり引っ張って室内に押し入ったうえで、V に対し訴因③の暴行・傷害を加えていたことが判明した。そのため、P は、「平成 30 年 2 月 15 日午後 5 時頃、V に暴行を加える目的で、V およびその母親である X の居宅に玄関から押し入り、もって正当な理由なく他人の住居に侵入した」旨の住居侵入の訴因（訴因④）の追加を請求した。

裁判所は、訴因①から訴因②への変更および訴因③への訴因④の追加を許すべきか否かについて論じなさい。

8月号（467号）

平成30年6月7日、α警察署においてXが任意に提出した尿中から覚せい剤成分が検出された。しかし、警察および検察における取調べにおいて、Xは、「覚せい剤など使ったことはない。何かの間違いではないか。」などといって覚せい剤使用の事実を否認した。また、その後の捜査によっても、同事実に関して、他に物証や目撃供述等の証拠は得られなかった。

そこで、検察官は、「被告人は、法定の除外事由がないのに、平成30年5月30日ころから同年6月7日までの間に、大阪府内及びその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を、自己の身体に摂取し、もって覚せい剤を使用したものである。」との公訴事実、および「覚せい剤取締法違反 同法第41条の3第1項第1号、第19条」との罪名・罰条により、Xを起訴した。

これに対し、Xの弁護人から、本件公訴事実の記載は、犯行日時・場所に相当の幅があり、また、使用量は若干量、使用方法も自己の身体に摂取するという抽象的なものであるため、特定性に欠けるものといわざるを得ず、公訴は違法・無効であり、棄却されるべきであるとの申立があったため、裁判長は、この点につき検察官に釈明を求めた。これに対し、検察官が次のように釈明した場合における本件公訴事実＝訴因の特定性について論じなさい。

- (1) 公訴事実記載の期間・場所における数回にわたる使用行為を起訴した趣旨である。
- (2) 公訴事実記載の期間・場所における最終の使用行為を起訴した趣旨である。

7月号（466号）

(1) δ 警察署の警察官 K らは、δ 簡易裁判所裁判官から、X を被疑者とする、特定の競馬の競争に関し、いわゆる「のみ行為（勝馬投票類似行為）」に馬券代相当金額 1 万円分を提供し、相手方として参加した旨の競馬法違反（同法 33 条 2 号は、「のみ行為」参加者は 100 万円以下の罰金に処する旨定める）被疑事件について、搜索すべき場所を「δ 市○○町△△マンション X 方居室」、差し押さえるべき物を「本件に関連するメモ、ノート類、通信文、預金通帳、印鑑、新聞等」とする令状を得、これに基づき X 方居室の搜索を行った。

搜索に際し、K は、居室内の居間に置かれたソファに座っている男性に氏名を確認したところ、X であることを認めた。K は、ソファの中を確認するため X を立ちあがらせたところ、ズボンの後ろポケットが不自然に膨らんでいることに気がついたため、内容物を取り出し、見せるよう要求したが、X がこれに応じる気配がなかったため、「それなら仕方がない、取り出すぞ。」と告げたうえで同ポケットから普通預金通帳 2 冊と印鑑 1 本を取り出した。預金通帳 2 冊の内容を確認したところ、「取引内容」の欄に「A」および「B」の記載があったことから、K はこれらを差し押さえた。

(2) 後日、X は、取引先会社の担当者 A と共謀し、自社に架空の仕入代金を請求させ、その一部を自己の個人口座に振り込ませることにより、自らが経理担当者として勤務する建設会社から合計 800 万円あまりを着服したという業務上横領罪により逮捕され、起訴された。同被告事件の公判手続において、検察官が、(1)の預金通帳 2 冊と印鑑 1 本の取調べを請求したのに対し、X の弁護人は、次の(a)および(b)の事実を挙げて、本件搜索および差押えの手続には重大な違法があり、これらの証拠物の証拠能力は否定されるべきであると主張した。

(a) (1)の搜索が行われた日の約 1 月半前に、B が、約 30 名を相手方として競馬の「のみ行為」を行っていたとして逮捕され、X も同行為に相手方として参加していたことが遅くとも搜索の 1 月前頃までに警察当局に判明していたが、搜索が行われるまで X の取調べはなされておらず、その後、同事件については起訴もされていない。また、X 以外の上記「のみ行為」の参加者については、家宅搜索も取調べも行われていない。

(b) (1)の搜索が行われた日の約 1 月前に、δ 警察署に対し、X が勤務する会社において仕入れ代金の一部を着服している旨の匿名の通報があり、K らは、X の生活状況、借金、預金等について捜査を進めていた。

(1)の搜索・差押えの適法性について、X の弁護人の主張も考慮に入れて論じなさい。

6 月号（465 号）

(1) γ 市議会議員選挙告示日前日の午前 9 時半頃、巡査 K ら 2 名は、選挙違反取締のため車両に乗って〇〇団地 B 棟前の道路を通りかかった際、X が同棟の集合郵便受にビラ様のものを投函しているのを現認した。K らは、X の投函行為が事前運動や法定外文書の配布等の何らかの公職選挙法違反に当たるのではないかとの不審を抱き、X がその場を離れるのを見届けた後、郵便受に入れられたビラを外部から見て、「A」、野党の「△△党」の文字が記載され、市議選に△△党から立候補を予定していた A と思われる写真が掲載されていることを確認した。3 日後の朝、K らは、X を自宅から尾行し、職場と思われる建物から同人が国家公務員ではないかとの疑いを抱き、そのことが職員名簿から確認されたため、選挙違反取締本部に問い合わせたところ、ビラは違法文書には該当しないが、X が国家公務員であれば、国家公務員法 102 条 1 項が定める政治的行為の制限に抵触する可能性があるとの回答を得た（なお、同法 110 条 1 項 19 号は、同制限に違反した者は、3 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する旨定める）。その後、同事件について捜査が開始されたが、現認状況、ビラの回収を含めた採証状況等を勘案して立件は見送られた。

(2) それから約半年後、衆議院議員総選挙が公示・施行される状況となり、X が再び同様のビラを配布することが予想されたことから、K らは、徒歩と車両による追跡に分かれ、衆議院解散翌日から 30 日間にわたり、X の尾行・張り込みを行った。すなわち、K らは、平日は 2 名で X の出勤状況と退庁後の立寄り先等を確認し、土日祝日は 6 名で X が朝自宅を出るところから尾行等を開始し、帰宅するまで立寄り先や接触した人物等を確認した。また、K らは、最初の 1 週間で、X がビラを△△党事務所で受け取り、配布後、残部を返還していることを確認したため、ビデオカメラにより、X がビラを配布している状況および△△党事務所に入出入りする状況を撮影した。(2)における K らによる X の尾行・張り込みおよびビデオ撮影の捜査法上の適法性について論じなさい（なお、国家公務員法違反の罪の成立に関する憲法または刑法上の問題に触れる必要はない）。

5月号（464号）

(1) β 警察警ら課においては、管轄区域内の路上で、夜間に自動車で歩行者の背後から接近し、運転席または助手席の窓から腕を出してバッグ等の所持品を奪うというひったくり事件が2週間で11件と多発していたことから、その予防のため、そのうちの過半数の事件の発生が集中していた地区内にある幹線道路上において、10日間にわたり、午後9時から午前3時まで、赤色灯をまわし、警笛を吹鳴するという方法により自動車検問を実施した（その際、走行車線上に障害物を置く等の方法は用いられなかった）。

(2) 検問実施期間中の某日午前1時ころ、Xが運転し、助手席にYが同乗する自動車が検問所を通りかかった。同検問に従事していた巡査Kは、夜間であったこともあり、運転席と助手席に男性が座っていたことはわかったものの、XやYの様子をはっきりと確認することはできず、また、Xが運転する自動車の外観や走行の態様について特段変わったところは認められなかったが、道路端から同車に対して赤色灯をまわして停車の合図をした。Xが合図に応じて自動車を道路左端に停車させたため、Kは、運転席の横に行き、窓越しに免許証の提示を求めるとともに、「どこから来られましたか。」と尋ねたところ、Xは、運転席の窓を開け、免許証を提示し、「〇〇の方から。」と答えた。

(3) その際、Kは、車内から酒臭を感じたため、うつむき加減で目を閉じて助手席に座っていたYに対し、「酔っておられるのですか。」と聞いたところ、「いいえ。」との返答があった。そこで、Kは、Xに対し、「お酒を飲んではおられませんよね。」と尋ねたが、しばらく返事がなかったため、「念のため飲酒の検査をさせてもらえませんか。」といったところ、Xがシフトレバーに手を置き、自動車を発進させるそぶりを見せたため、運転席の窓から腕を差し入れ、エンジンキーを回してスイッチを切った。

(2)におけるKの行為の適法性について論じなさい。

4月号（463号）

α 警察銃器対策課に配属された警察官 K は、外国人船員相手に中古車販売業を営み、捜査協力者として用いていた A に、「誰でも何でもいいからけん銃を持ってこさせろ。」と指示していた。これを受けて、A は、初めて中古車販売店を訪れた X に対し、外国人船員であることを確認した上で、「けん銃があれば、中古車と交換しますよ。」などと持ちかけた。後日、X は、同店を訪れ、A にけん銃の写真を見せ、「現物は港に停泊中の船の中にあるので、中古車と交換してほしい。」と告げた。A は、「これなら、1 万ドル相当の中古車と交換できる。」と答え、X に交換希望の中古車を選ばせた。A は、X が店を去った後、電話で、X が日本にけん銃を持ち込んでいるとの情報を K に伝えた。これを受けて、銃器対策課では、A を使って X が船外へけん銃等を持ち出すように仕向け、現行犯逮捕するという方針が決定され、K を通じ、A に対し、翌朝、X に港の指定の場所までけん銃を持ってこさせるよう指示すると同時に、X を現行犯逮捕する手はずを整えた。翌朝、A は、中古車販売店を訪れた X に対し、「港まで車で送るので、けん銃を持ち出してほしい。」と申し出ると、X はこれを了承した。港に到着後、X は、船からけん銃を持ち出し、車の中で待機していた A に手渡そうと着衣から取り出したところを、待機していた警察官らに取り囲まれ、現行犯逮捕された。

その後、検察官は、本件けん銃を所持したとして X をけん銃所持罪（銃刀所持 31 条の 3）により起訴したが、その際には、K には銃器犯罪摘発ノルマ達成の圧力がかかっていたこと、そして、X は、最初に日本を訪れる前から、港の近くの中古車販売店ではけん銃と中古車を交換してくれるところがあるとの情報を得て、本件けん銃をマフィア関係者から入手していたことが新たに判明していた（なお、これらの事実は公判においても証明されるものとする）。

本件捜査および公訴の適法性について論じなさい。